

平成29年度
豊根村第二種特定鳥獣管理計画
(イノシシ) 実施計画

平成29年4月

豊 根 村

平成29年度 豊根村第二種特定鳥獣管理計画（イノシシ）実施計画

ページ

1	管理すべき鳥獣の種類	1
2	計画の期間	1
3	特定鳥獣の管理が行われるべき区域	1
4	管理の目標	1
	(1) 管理の目標	1
	(2) エリア管理	1
	(3) 現状	3
	(4) 目標を達成するための施策の基本的考え方	6
5	数の調整に関する事項	7
	(1) 捕獲圧の調整	7
	(2) 捕獲目標の達成に向けた取組	8
	(3) 最適な捕獲数の検討	8
6	生息地の保護及び整備に関する事項	9
	(1) 生息環境の保護	9
	(2) 生息環境の整備	9
7	被害防除対策に関する事項	9
8	その他の保護管理のために必要な事項	10
	(1) 計画の実施体制	10
	(2) モニタリングの実施と実施計画へのフィードバック	12
	(3) 捕獲に伴う事故防止対策	12

この計画は、愛知県が平成 28 年度に策定した第二種特定鳥獣管理計画（イノシシ）（以下「特定計画」という。）の実施計画として策定するものである。

1 管理すべき鳥獣の種類

イノシシ

2 計画の期間

本計画の期間は、平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までとする。

3 特定鳥獣の管理が行われるべき区域

特定計画に基づき特定鳥獣の管理が行われるべき対象区域は、村内全域とする。

4 管理の目標

(1) 管理の目標

管理の目標は、適切な被害防除対策等を実施するとともに、狩猟を活かしつつ効果的な特定計画に基づく個体数の調整のための捕獲（以下、「個体数調整」という。）を行うことなどにより、農林業被害等の未然防止又は減少を図るとともに、イノシシの地域個体群の長期にわたる安定的な維持を図り、人とイノシシとの適切な関係を構築することとする。

(2) エリア管理

愛知県第二種特定鳥獣管理計画のエリア管理に、以下のとおり県の計画が示されている。

保護管理は、地域個体群ごとの保全の重要性と現在の被害状況、被害軽減の可能性に基づいて実施することが望ましいが、田原市の移入個体群を除き、県内の個体群はほぼ連続して一つの地域個体群を形成していることなどから、地域個体群ごとの管理は困難である。このため対象区域を地域個体群の長期にわたる安定的な維持を図りつつ、農業被害等の減少を図る重点管理エリア（高密度エリア）、分布域の縮減に重点を置く管理エリア（中密度エリア）、田原市の人為に導入された個体を対象とした根絶エリアの 3 種類に区分し、各エリアの目標に応じた施策を推進する。

表1 エリア管理

エリア	エリアの目標	管理内容	
		環境整備	個体数調整
重点管理エリア (高密度エリア)	農業被害の減少 生息密度の低減	生息地となっている森林の間伐等適正な維持管理により、樹種、林相が多様で下層植生が豊かな森林に誘導する。 (共生のための環境整備)	・農業被害金額の大きいエリアで捕獲を重点化。 ・エリア全体で適正な個体数に調整するための積極的な捕獲の徹底。
管理エリア (中密度エリア)	分布域の縮減 農業被害の未然防止又は減少 生息密度の低減	地域住民及び土地管理者等は里山の積極的な利活用を図り、人の出入りの活性化を促進する。 (生息させないための環境整備)	・エリア全体で適正な個体数に調整するための捕獲の実施。
根絶エリア	人為に導入された個体の根絶 農業被害の未然防止	地域住民及び土地管理者等は里山の積極的な利活用を図り、人の出入りの活性化を促進する。 (生息させないための環境整備)	・エリア全体で根絶するための捕獲の徹底。

○ 重点管理エリア（高密度エリア）

重点管理エリアの北東の県東部に位置する山間地域は、イノシシの主な生息地であり、個体群の長期にわたる安定的な維持に必要な広がりや環境の確保を図りつつ、中山間地域の農林業被害の減少に重点を置く。特に積極的な捕獲により生息密度の低減を図る。

○ 管理エリア（中密度エリア）

愛知県では、北東部の山間地と西部の平地との境界付近に標高 300m 以下の二次林・雑木林を主体とした地域が南北に連続して帯状に存在しており、里山又は里山ベルトと呼ばれている。

イノシシの分布の最前線はこの里山ベルトにまで広がっており、この里山と平地との境界まで分布域が拡大した場合、平地における農業被害のみならず市街地における生活環境被害の生ずるおそれがあると考えられるため、積極的な個体数調整により生息密度の低減を行い、農業被害の未然防止又は減少を図る。

また、南への拡大については、平地と山間地の境界にあたる豊川市（旧豊川市、旧一宮町）から豊橋市にかけてのエリアも同様の状況にある。

このため、このエリアを含む周辺地域でイノシシの分布域の縮減及び被害の拡大を止める。また、捕獲により生息密度の低減を行い、農林業被害の未然防止又は減少を図る。

○ 根絶エリア

根絶エリアの田原市は、近年までイノシシが生息していなかった地域であり、人為的に導入された結果、農業被害が報告されるようになったことが知られている。そのため、当該エリアでは根絶を目指す。

豊根村は山間部に位置し、村内全域がイノシシの分布域となることから、「重点管理エリア（高密度エリア）」に該当することとなる。

(3) 現 状

① 生息状況

ア 分布域

愛知県が平成 27 年度に行ったアンケート調査及び聞き取り調査によると分布域は、平成 17 年度以降、西方向や南方向へ広がっている。

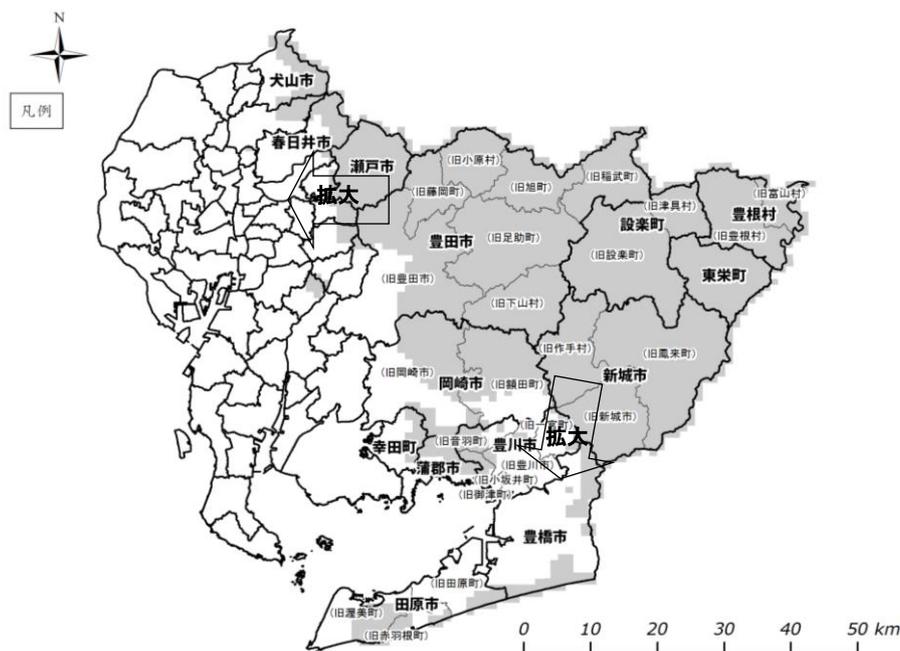


図 1 イノシシの生息分布域（平成 27 年度） （出典）環境部自然環境課資料

イ 生息動向

平成 27 年度の愛知県による調査から、県内に生息するイノシシは 10,000 頭を超えていると推定される。これは、平成 17 年度に行った調査結果の 1,500～6,000 頭と比較し、大きく増加していると考えられる。

村内に生息するイノシシの数は正確には分からないが、旧豊根村地域における生息動向は横ばい又は増加傾向、旧富山村地域については横ばい又は減少傾向であると推測する。

ウ 捕獲状況

平成 27 年度のイノシシの許可捕獲分布図を図 2-1、平成 27 年度のイノシシの狩猟捕獲実績分布図を図 2-2 に示す。イノシシは県内東部のほぼ全域で捕獲されているが、村内では特に旧豊根村地域における捕獲数が多い。

村内の個体数調整等による捕獲数を表 2 に示す。

図2-1 イノシシの許可捕獲分布図(平成27年度)(出典)環境部自然環境課資料

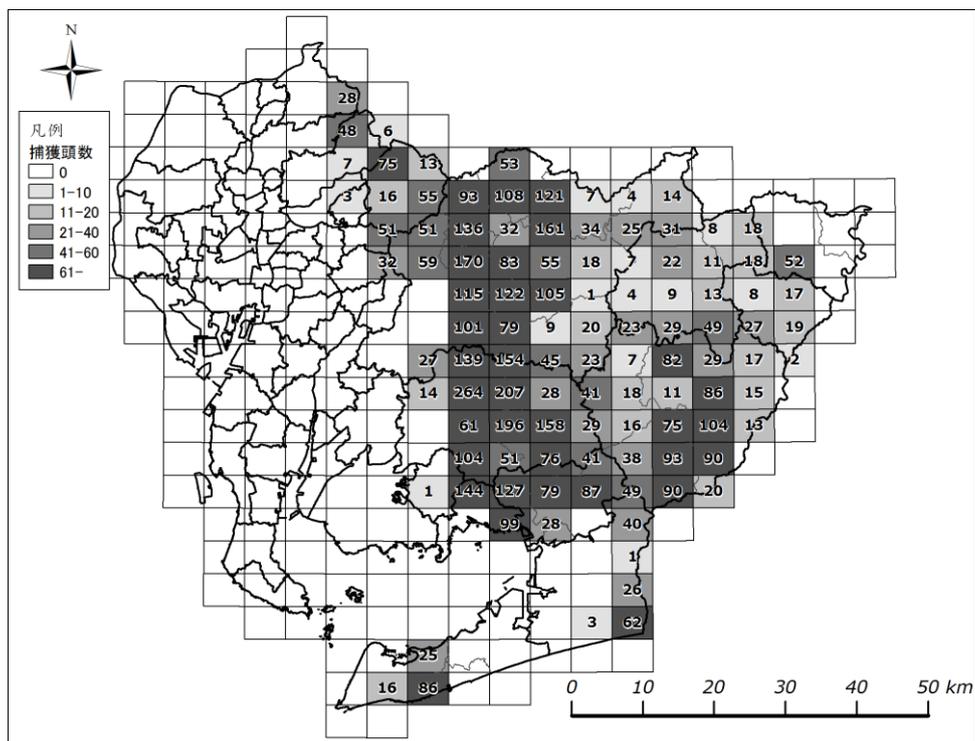


図2-2 イノシシの狩猟捕獲実績分布図(平成27年度)(出典)環境部自然環境課資料

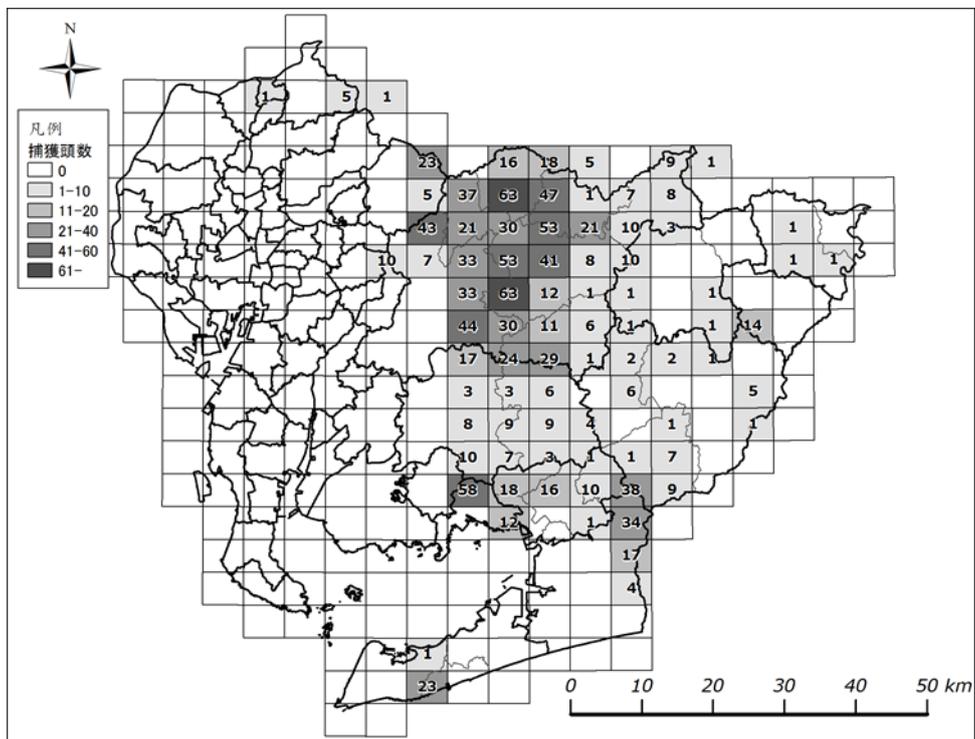


表2 地域別の個体数調整実績 (単位：頭)

年度	H21	H22	H23	H24	H25			H26			H27			H28		
					計	銃	わな	計	銃	わな	計	銃	わな	計	銃	わな
旧豊根村地域	70	49	30	34	83	77	6	72	7	65	54	10	44	90 (55)	15 (3)	75 (52)
旧富山村地域	30	1	0	1	0	0	0	5	2	3	2	1	1	10 (0)	5 (0)	5 (0)
合計	100	50	30	35	83	77	6	77	9	68	56	11	45	100 (55)	20 (3)	80 (52)

注 H28は年度中のため、上段に年度見込みを記載し、下段に()書きで4月から12月までの捕獲実績を記載した。

② 生息環境と土地利用状況

イノシシの生息地の大部分は森林であるため、村内の森林(国有林・民有林)の内訳を表3に示す。

村内全域における民有林では、スギ、ヒノキ等の人工林の占める割合が77%、広葉樹等の天然林は23%程度となっており、全体的にイノシシの好む環境にあると考えられる。

村内における農地の占める割合は5%程度であり、その大部分は森林内に点在しており、中山間地域及び里山の農地は、谷間を開墾した谷津田や山腹の緩斜面を利用した農地が多く、イノシシの被害を受けやすい形態をしている。

近年、全国的に里山においては過疎化及び高齢化の進行に伴う耕作放棄地の増加が報告されており、村内全域において増加傾向にある。

耕作放棄地の増加は、イノシシの個体数増加及び分布域拡大を助長しており、イノシシによる農林作物被害を増加させている要因だと考えられる。

表3 林種別森林等面積 (ha)

計画区域	森林面積	国有林総数		民有林総数		民有林立木地			
		計	割合	計	割合	針葉樹		広葉樹	
豊根村	14,484	30	0.2%	14,454	99.8%	11,088	76.7%	3,299	22.8%

計画区域	民有林立木地以外					民有林立木地(再掲)				
	竹林		無立木地		対象外森林		人工林		天然林	
豊根村	8	0.1%	60	0.4%	-	-	11,014	76.2%	3,373	23.3%

(出典)「平成23年度 愛知県林業統計書」(農林水産部林務課、平成24年)

③ 被害等

対象区域における平成22年度から平成28年度までの地域別の被害状況を表4に示す。被害面積は0.2ha~9.3ha、被害量は0.2t~6.9t、金額2万2千円~129万6千円とばらつきはあるが、村が把握した被害状況は概ね横ばいである。

表4 地域別の農林作物被害状況（平成22～28年度）

計画区域 (市町村名)	被害状況	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
旧豊根村 地域	被害面積(ha)	8.9	9.3	5.4	5.1	5.2	5.0	(6.4)
	被害量(t)	6.5	6.9	4.0	3.8	4.0	3.9	(4.7)
	被害金額(千円)	1,250	1,296	990	1,006	994	1,004	(956)
旧富山村 地域	被害面積(ha)	0.5	0.4	0.4	0.7	0.4	0.5	(0.2)
	被害量(t)	0.3	0.2	0.2	0.4	0.2	0.4	(0.2)
	被害金額(千円)	30	24	31	36	31	33	(22)
合計	被害面積(ha)	9.4	9.7	5.8	5.8	5.6	5.5	(6.6)
	被害量(t)	6.8	7.1	4.2	4.2	4.2	4.3	(4.9)
	被害金額(千円)	1,280	1,320	1,021	1,042	1,025	1,037	(978)

※主な被害作物・・・稲、大根、タケノコ

なお、小規模耕作者の被害や個数単位の収穫物被害等の一般生活における被害があり、数値として把握できない状況があり、実際はこれ以上の被害があると思われる。

注 H28は年度中のため（ ）書きで記載。数値は4月から12月までの想定数値である。

(4) 目標を達成するための施策の基本的考え方

① 順応的管理

目標を達成するために、次の施策を推進するとともに、その効果をモニタリングし、評価し、必要に応じて次年度の施策の見直しを行うこととする(図参照)。

また、捕獲数の目標についても施策の実施状況及びモニタリング結果を踏まえ、順応的に見直しを行うよう県に求めていくこととする。

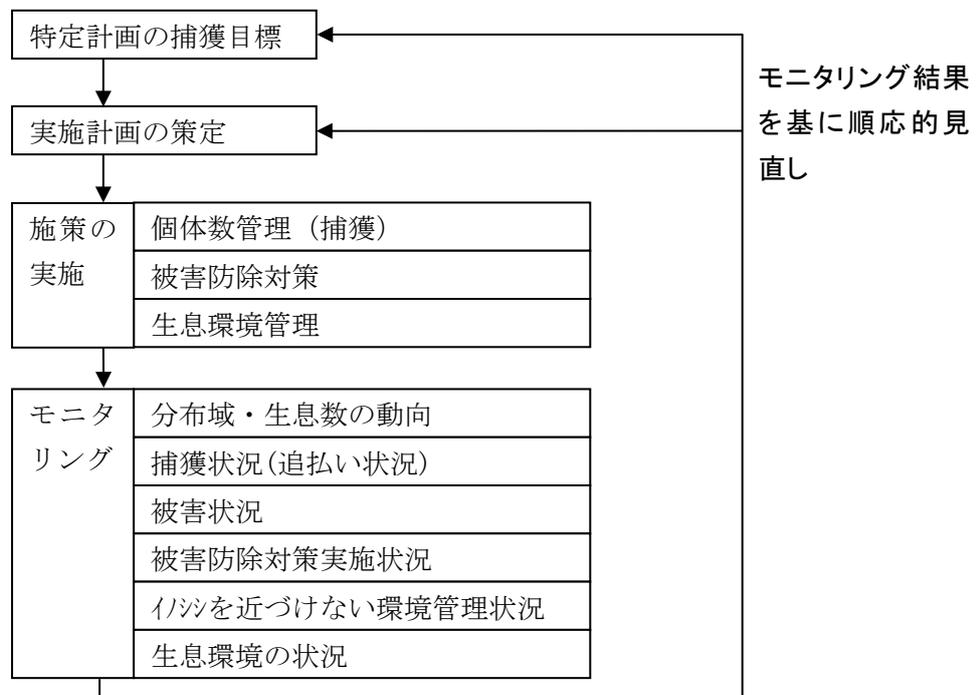


図3 順応的管理の概念図

② 地域に根ざした取り組みの充実

鳥獣による被害対策は、生息環境整備、被害防除対策及び捕獲等の総合的な取り組みを地域レベルで適切に進めることが効果的である。

このため、村内の保護管理の具体的な目標の達成に向けた共通意識を可能な限り集落レベルまで共有又は周知することなどにより、地域の共通意識を醸成しつつ、施策を実施することとする。

③ 対象区域における農林業被害等の未然防止対策

被害の未然防止に必要な地域においては、以下の対策を実施し、被害の未然防止に努める。

- ・農地周辺の草刈の実施や未収穫物、生ゴミ等を適切に処分することにより、農地及び人家周辺の餌場としての魅力を下げる環境管理を実施する。
- ・農地等への柵の設置等の被害防除対策を実施する。
- ・加害個体を中心とした捕獲や追払いに努める。

5 数の調整に関する事項

(1) 捕獲圧の調整

地域個体群の長期にわたる安定的な維持及び農林業被害防止等を図るため、適した捕獲圧となるように数の調整を行い、捕獲目標の達成を図る。

なお、被害が生じている地域においては、加害個体及び人馴れ度の高い個体等を中心に捕獲を実施する。

捕獲数を表5に示す。

表5 捕獲数

(単位：頭)

年度 捕獲 区分	H26年度			H27年度			H28年度(見込)			H29年度(目標)		
	狩猟	個体数 調整	合計	狩猟	個体数 調整	合計	狩猟	個体数 調整	合計	狩猟	個体数 調整	合計
旧豊根村 地域	0	65	65	0	54	54	0 (-)	90 (55)	90 (55)	0	90	90
旧富山村 地域	0	12	12	0	2	2	0 (-)	10 (0)	10 (0)	0	10	10
合 計	0	77	77	0	56	56	0 (-)	100 (55)	100 (55)	0	100	100
うち銃 捕獲	0	14	14	0	11	11	0 (-)	20 (3)	20 (3)	0	20	20
うちわな 捕獲	0	63	63	0	45	45	0 (-)	80 (52)	80 (52)	0	80	80

(出典) 環境部自然環境課資料

注 H28は年度中のため、上段に年度見込みを記載し、下段に()書きで4月から12月までの捕獲実績を記載した。なお、狩猟は期間外のため(―)とした。

ここ数年、防除対策を充実してきたにもかかわらず、村内全域の農作物被害が横ばい又はやや増加傾向であることから、作物被害の多い個体数調整実施期間中の捕獲実施を行う。平成27年度及び平成28年度の捕獲実績を鑑み、旧豊根村地域は90頭の捕獲を目標とし、旧富山村地

域は 10 頭の捕獲を目標とし、被害の減少を目指す。

〔算定根拠〕

農作物被害状況の推移は、表 4 のとおり

農作物被害の防除対策として、電気柵等の設置を推進してきているが、設置した農地の被害は減少するものの、未設置の農地の被害が集中し増加する傾向にある。また、本村では山林に隣接する農地が多く、村全体的な被害量を抑えることが難しい状況にある。

また、農作物被害のほか、農地付近や農地に隣接する山林斜面の土掘り起こし被害も増加傾向にあり、年々イノシシの生息・出没地域が森林から農地や民家近くにまで拡大してきている状況である。

旧豊根村地域については、村で把握した被害報告は平成 18 年度から急増している。また、旧富山村地域では平成 26 年度、平成 27 年度における捕獲実績は少ないが、これは当該地域における猟友会員数の減少が主な要因であると考えられ、イノシシの生息数が横ばい又は減少傾向にあると推測される。

以上のことから、旧豊根村地域では 90 頭とし、旧富山村地域については 10 頭を捕獲目標頭数とする。

(2) 捕獲目標の達成に向けた取組

村内全域における捕獲を強化する。

(3) 最適な捕獲数の検討

捕獲実施者等の協力を得て前年度の捕獲数、捕獲場所、捕獲時期、捕獲個体の性別等を把握する。なお、イノシシについては個体数の現実的な推定方法が確立されておらず、生息密度を推定することは難しいため、捕獲効率（CPUE 値）、農業被害量等を指標として生息密度の増減を推定する。

これにより、最適な捕獲数を検討し、必要に応じて捕獲目標数の見直しを行う。

6 生息地の保護及び整備に関する事項

(1) 生息環境の保護

村内における鳥獣保護区は2箇所（平成20年度）が指定されており、そのうちイノシシの分布域は村全体であるため、2箇所(385ha)全てが指定されている。

(2) 生息環境の整備

森林の管理者は、生息地となっている森林の間伐等適正な維持管理を行うことにより、樹種、林相が多様で下層植生が豊かな森林づくりに努める。これにより、森林でのイノシシの生息可能な環境が整備される。

人が手入れしなくなった里山は、イノシシの好適な生息環境となり、分布域の拡大につながることから、人の生活圏とイノシシの行動圏の緩衝地帯としての役割を持たせるため、地域住民及び土地管理者等は里山の積極的な利活用を図り、人の出入りの活性化を促進することにより、イノシシの定住しにくい環境に移行させる。

村内全域の農地及び集落周辺における耕作放棄地及び藪・雑草等は、イノシシが農地等へ侵入する際の隠れ場となるため、土地管理者及び農家は刈り払い等の適正な管理に努める。また、農地の未収穫物、人家周辺の生ゴミ等はイノシシの食物となり、イノシシを誘引するため、農家及び地域住民等は適切に処分する。

これらの環境整備により、農地及び集落への侵入を困難にし、餌場としての魅力を下げることにより、人の生活圏とイノシシの行動圏との分離に努める。

7 被害防除対策に関する事項

被害防除対策の評価

イノシシの捕獲に加え、被害防除対策として電気柵設置、環境管理として草刈りが各々の地域の状況に応じて実施されている。

現在のところ、電気柵による防除は「かなり効果あり」との意見が出されており、平成22年度には、村内で28箇所設置されている。また、銃及びわなによる捕獲も一定の効果はあると認識されているようである。

効果が最も高いと考えられる電気柵においては、コスト面での課題が大きく、局地的な対策となっているため、地域全体としての対策には至っていない。また漏電等に対する管理面も農業従事者の高齢化とともに負担が増している。これら各々の対策に対する課題の解決と併せて、防除（設置）技術の習得、地域内での連携・意思統一が必要となっている。

表6 イノシシの被害防除対策の評価（平成27年度）

計画区域 (市町村名)	被害動向	捕獲対策		防除対策			環境管理	
		銃	わな	網	電気柵	その他	草刈	未収穫農作物の回収等
旧豊根村	横ばい～増加	○	○	△	◎		△	○
旧富山村	横ばい～減少	○	○	△		トク○	△	○

◎：かなり効果あり ○：効果あり △：効果が少ない （出典）豊根村

表7 イノシシの被害防除対策の実施量 (H26・H27年度(見込み))
及び実施計画 (H28年度)

計画区域		捕獲数(頭)		防除対策(箇所)			環境管理(箇所)	
		銃	わな	網	電気柵	その他	草刈	未収穫農作物の回収等
旧豊根村地域	H27	10	44	7	2	5	40	24
	H28	15 (3)	75 (52)	10 (10)	5 (4)	3 (1)	40 (27)	50 (36)
	H29	15	75	10	5	3	40	50
旧富山村地域	H27	1	1	0	0	0	10	20
	H28	5 (0)	5 (0)	3 (0)	1 (0)	2 (0)	15 (4)	20 (11)
	H29	5	5	3	1	2	15	20
合計	H27	11	45	7	2	5	50	44
	H28	20 (3)	80 (55)	13 (10)	6 (4)	5 (1)	55 (24)	70 (23)
	H29	20	80	13	6	5	55	70

注1 H28は年度中のため、捕獲数は上段に年度見込みを記載し、下段に4月から12月までの捕獲実績を()書きで記載した。

注2 H28は年度中のため、防除対策及び環境管理は上段に年度見込みを記載し、下段に4月から12月までの実績を()書きで記載した。

8 その他の保護管理のために必要な事項

(1) 計画の実施体制

① 計画作成体制

村を中心に各利害関係者が協議して、実施計画を作成する。

各利害関係者としては、農林業者の代弁者(県(農林サイド)、農協、森林組合、農林業者の代表)、捕獲者の代弁者(猟友会)、野生生物保護の代弁者(県(環境サイド)など)及び地域住民などとする。

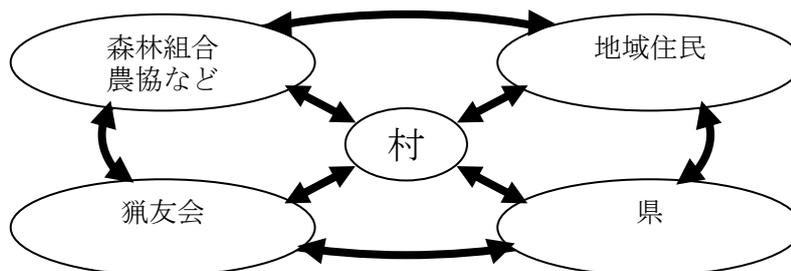


図4 計画作成の協議イメージ

② 状況の把握収集体制

○ 被害状況

・ 農林業被害

村が状況把握することはもとより、農協、農家、森林組合、林業者、鳥獣害対策相談員、地域住民が被害状況を把握し、村に連絡する。

・ 生活環境被害

村が状況把握することはもとより、地域住民、村、県、警察、消防などが状況を把握し、村に連絡する。

・ 生態系被害

村が状況把握することはもとより、自然観察指導員、住民、自然保護団体 (NGO、NPO)、県、村などが状況を把握し、村に連絡する。

○ 捕獲状況

・ 狩猟による捕獲

狩猟者が毎年度県に提出する捕獲状況報告の内容を県が村に連絡する。

・ 個体数調整による捕獲

村が実施する個体数調整を集計し、村が把握する。

○ 生息状況

・ 県が実施する生息状況調査（概ね 5 年ごと）に加え、狩猟者が県に報告する捕獲確率（CPUE）の変化を、県が村に連絡する。

さらに、地域の方々のほか釣りや山菜取り等で地域に入る人の目撃情報も、村は収集し、これを加味して状況を把握する。

③ 捕獲体制

狩猟者の減少、高齢化が進む中、効率的な捕獲を行う必要がある。

このため、被害者やその代弁者及び地域住民が協力して、イノシシの出没情報を村及び捕獲者に提供し効率的な捕獲を支援する。村は捕獲した結果を、これら協力者に情報提供し、協力体制をより強固なものとする。

また、銃による捕獲数の大幅な増加は難しくなりつつあることから、ワナによる捕獲についても奨励する。

④ 環境管理体制

草刈、未収穫農作物や生ゴミの撤去など、イノシシを寄せ付けない環境管理は、被害者及びその代弁者と地域住民が一体となって地域全体で行う。

⑤ 被害防除体制

農家、農協、林業家、森林組合及び鳥獣害対策相談員の連携により最適な防除対策を講じる。村、県はこれを支援する。

⑥ 生息環境整備体制

県、村による森林の管理にあたっては、間伐の実施など、野生生物の生息環境の整備に配慮した事業を行う。

(2) モニタリングの実施と実施計画へのフィードバック

本村及び県は、捕獲実施者等の協力を得て前年度の捕獲数、捕獲場所、捕獲時期、捕獲個体の性別等を把握する。なお、イノシシについては個体数の現実的な推定方法が確立されておらず、生息密度を推定することは難しいため、捕獲効率（CPUE 値）、農業被害量等を指標として生息密度の増減を推定する。

これに加え、本村は農林業関係団体等の協力を得て、対象区域における前年度の被害状況、生息環境管理状況及び被害防除対策の実施状況を把握するとともに、捕獲を含めたその効果の把握に努める。

これらを踏まえ、毎年度、愛知県特定鳥獣保護管理連絡協議会^{※1}及び愛知県特定鳥獣保護管理検討会^{※2}において、管理ゾーンの目的に沿って協議・検討し、過年度の施策の評価及び当該年度の実施計画を作成し、その中で捕獲目標及び算定の考え方を明らかにする。

※1 愛知県特定鳥獣保護管理連絡協議会：県関係機関、市町村からなる組織

※2 愛知県特定鳥獣保護管理検討会：学識経験者、農林業団体、狩猟者団体、自然保護団体、地域代表者からなる組織

(3) 捕獲に伴う事故防止対策

狩猟者による効率的な捕獲を行う一方で、里山の積極的な活用を促進しなければならない。

これにより、里山に出入りする者と捕獲を実施する者の双方への十分な事故防止のための注意喚起等を行い、捕獲に伴う事故発生を防止する。